千葉市公告第４３５号

総合評価落札方式一般競争入札について次のとおり公告します。

令和６年５月２０日

千葉市長　神　谷　俊　一

１　総合評価落札方式一般競争入札に付する事項

（１）件名

第３期救急情報共有システムの開発及び賃貸借

（２）本件の概要

第３期救急情報共有システムの開発及び賃貸借仕様書のとおり

（３）契約期間

契約締結日から令和１２年３月３１日（日）まで

（４）履行場所

千葉市消防局警防部救急課及び本市が指定する場所

（５）予定価格

予定価格は、１５６，８４４，０００円（消費税及び地方消費税〔１０％〕相当額含む。）とする。

なお、入札説明書に示すほか算定根拠は公表しない。

２　入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）令和６・７年度千葉市入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

イ　当該入札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ　千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

キ　千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク　千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

（３）情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得していること、又はこれと同等の情報セキュリティ管理システムを有すること。

（４）令和元年度から令和５年度の間に、地方公共団体において、本件と同種・同規模以上のシステム開発・運用・保守等の履行実績を有すること。

ただし、同期間に地方公共団体以外の企業・団体における業務において、千葉市情報セキュリティ対策基本方針を網羅した業務の履行実績があると本市が認めた場合は、入札参加資格を与えることとする。

（５）共同企業体にあっては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

ア　すべての構成員が前記（１）及び（２）の要件を満たしていること。

イ　代表構成員が前記（３）の要件を満たしていること。

ウ　共同企業体は自主結成されたものであり、協定書を締結していること。

エ　各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

３　契約事務担当課

〒２６０－０８５４

千葉市中央区長洲１－２－１

千葉市消防局警防部救急課

電話　０４３－２０２－１６５７（直通）

電子メール　kyukyu.FPD@city.chiba.lg.jp

４　入札参加資格確認申請書の配布及び提出

（１）入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア　配布場所等　公告の日から前記３の契約事務担当課において配布する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前９時３０分から午後４時３０分まで）。

イ　提出場所等　公告の日から令和６年６月１１日（火）までに、前記３の契約事務担当課への持参又は郵送により提出すること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前９時３０分から午後４時３０分までとし、郵送による場合は、令和６年６月１０日（月）の午後５時までに書留郵便にて必着とする。

（２）入札参加資格確認審査の結果について、申請者宛てに入札参加資格確認結果通知書を令和６年６月１７日（月）までに簡易書留郵便にて発送する。

５　入札説明書の交付

公告の日から令和６年６月１１日（火）まで前記３の契約事務担当課において無償により交付する（日曜日、土曜日及び休日を除く午前９時３０分から午後４時３０分まで）。

６　入札説明会

入札説明会は実施しない。

７　入札に関する質問

（１）入札参加資格に関する質問

ア　受付期間　公告の日から令和６年５月２９日（水）まで

イ　提出方法　前記３の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

ウ　質問に対する回答期限　令和６年６月５日（水）

エ　回答方法　電子メールで回答する。

（２）仕様書等に関する質問

ア　受付期間　令和６年６月１７日（月）から令和６年６月２４日（月）まで

イ　提出方法　前記３の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

ウ　質問に対する回答期限　令和６年６月２７日（木）

エ　回答方法　当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

８　入札手続等

（１）入札及び開札の日時　令和６年７月３日（水）午前１０時００分

郵送による場合は、令和６年７月２日（火）の午後５時までに前記３の契約事務担当課へ書留郵便にて必着とする。

（２）入札及び開札の場所　セーフティちば　６階会議室

（３）入札方法　総価で行う。

（４）入札保証金　要（ただし、千葉市契約規則〔昭和４０年千葉市規則第３号〕第８条に該当する場合は、免除とする。）

（５）落札者の決定方法　別記１「落札者決定基準」及び別記２「評価・採点基準」に基づき、第３期救急情報共有システムの開発及び賃貸借仕様書で示す機能や性能などの要求事項に対する回答書の評価である「技術点」と、入札価格の評価である「価格点」の合計点が最も高い入札者を落札者とする総合評価落札方式を採用する。

ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

（６）無効となる入札　千葉市契約規則第１６条の規定に該当する入札のほか、入札説明書で定めるとおり。

９　その他

（１）この調達は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

（２）契約保証金　要（ただし、千葉市契約規則第２９条に該当する場合は、免除とする。）

（３）契約書作成の要否　要

（４）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（５）契約条項等については、前記３の契約事務担当課で閲覧できる。

（６）詳細は、入札説明書による。

１０　Ｓｕｍｍａｒｙ

（１）Nature and Quantity of the Service to be Required:

The development and lease of a phase three emergency information sharing system.

（２）Date and Time of Tender:

Wednesday the 3rd of July 2024, 10:00 a.m. (Bids submitted by mail should be sent via registered mail to the office listed in (3) and must be received by 5:00 p.m. on Tuesday the 2nd of July 2024)

（３）Contact information:

First Response Division,

Emergency Services Department, Fire Bureau,

1-2-1 Nagazu, Chuo Ward, Chiba City

〒260-0854, JAPAN
Tel: 043-202-1657
Email: kyukyu.FPD@city.chiba.lg.jp

別記１　落札者決定基準

１　はじめに

（１）基本的な考え方

「第３期救急情報共有システムの開発及び賃貸借」の調達においては、本市にとって最適な事業者を選定するため、第３期救急情報共有システムの開発及び賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）で示す機能や性能などの要求事項に対する回答書（以下「企画提案書」という。）の評価である「技術点」と、入札価格の評価である「価格点」の合計点が最も高い入札者を落札者とする総合評価落札方式による一般競争入札を採用する。

（２）本書の位置付け

本書は、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者に対して、技術点及び価格点を付与し、第３期救急情報共有システムの開発及び賃貸借の落札者を決定するための基準を定めるものである。

２　審査・評価機関等

（１）審査・評価機関

本調達に係る審査及び評価については、本市が設置する第３期救急情報共有システムの開発及び賃貸借審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

（２）審査・評価の方法

審査委員会は、企画提案書が仕様書及び企画提案書作成要領で示す要求事項を満たしているか審査を行うとともに、本書に基づき評価し、技術点及び価格点を付与する。

３　評価項目及び最高点

企画提案書の評価である技術点の評価項目及び最高点と、入札価格の評価である価格点の最高点については、表１のとおり設定する。

表１　評価項目及び最高点

評価項目		最高点	比重
技術点	提案項目に対する回答	８００	８０％
価格点	入札価格	２００	２０％
合計		１，０００	１００％

４　技術点の評価方法

技術点の評価方法を以下に示す。

なお、「第３期救急情報共有システムの開発及び賃貸借　企画提案書作成要領」に従わない回答については、技術点を付与しない。

（１）目的

本市が設定する提案項目について、本調達の目的を理解したうえで本市にとって有益な提案がされているか、実現性や具体性のある提案がされており、それらを担保する根拠や実績等が記述

されているか等の観点から客観的に評価することにより、最も優れた事業者を選定することを目的とする。

（２）評価方法

提案項目に対する技術提案について、表２に基づき提案項目単位に絶対評価により評価し、「５　技術点の算出方法」により技術点を算出する。

表２　提案項目に対する回答の評価及び配点割合

評価	配点割合
高評価	１００％
∫	∫
低評価	０％

５　技術点の算出方法

評価項目ごとの配点を表３のとおり設定し、この値に「４　技術点と評価方法」の評価による配点割合を乗じた値を評価項目ごとの得点とし、これの合計した値を技術点とする。

表３　評価項目の評価項目数及び配点

評価項目	評価項目数	配点
提案項目に対する回答	１７	３０～１５０点

６　価格点の算出方法

入札価格に応じて、**別添「評価・採点基準」に示す計算方法により**０点から２００点の価格点を付与する。

７　落札者の決定方法

（１）落札者

「５　技術点の算出方法」で算出した技術点と「６　価格点の算出方法」で算出した価格点の合計点が最も高い入札者を落札者とする。

（２）同点の場合

技術点と価格点の合計点が最も高い入札者が２者以上ある場合は、次の順序で落札者を決定する。

①　技術点が高い者を落札者として決定する。

②　技術点及び価格点が同点の場合は、入札価格が低い者を落札者として決定する。

③　技術点及び価格点が同点でかつ入札価格も同じ場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。このとき、くじを引かない入札者があるときは、本調達事務に関係のない本市職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。

（３）入札者が１者の場合

入札者が１者の場合でも、２者以上の場合と同様に入札を実施し、予定価格の範囲内の価格を

もって有効な入札があった場合は、本書に基づき技術点及び価格点を付与し、落札者を決定する。

（４）その他

入札価格が、本市が別に定める低入札価格調査の調査基準価格に満たない金額の場合、当該入札者が予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、技術点と価格点の合計が、最も高い入札者であっても落札者とならない場合がある。

別記２　評価・採点基準

１　はじめに

（１）基本的な考え方

「第３期救急情報共有システムの開発及び賃貸借」の調達においては、本市にとって最適な事業者を選定するため、総合評価落札方式による一般競争入札を採用し、第３期救急情報共有システムの開発及び賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）で示す機能や性能等の要求事項に対する回答書（以下「技術回答書」という。）の評価である「技術点」と、入札価格の評価である「価格点」の合計点が最も高い入札者を落札者とする。

（２）本書の位置づけ

本書は、予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者（以下「入札者」という。）に対する、第３期救急情報共有システムの開発及び賃貸借の落札者を決定するための技術点及び価格点の評価案を作成するための採点手順等をまとめたものである。

２　評価項目及び最高点

技術回答書の評価である技術点の評価項目及び最高点と、入札価格の評価である価格点の最高点については、表１のとおり設定する。

表１　評価項目及び最高点

評価項目			最高点	比重	重み
技術点	1	取組方針	３０	３％	6
	2	実施計画	３０	３％	6
	3	契約期間終了後	３０	３％	6
	4	個人情報の保護、セキュリティ管理	１００	１０％	２０
	5-1	情報記録出力機能	３０	３％	6
	5-2	医療機器連携機能	３０	３％	6
	5-3	指令センターとの傷病者情報共有機能	３０	３％	6
	5-4	医療機関との傷病者情報共有機能	３０	３％	6
	5-5	医療機関との応需情報共有機能	３０	３％	6
	5-6	医療機関との搬送情報共有機能	３０	３％	6
	5-7	指令センター常駐医師との傷病者情報共有機能	３０	３％	6
	5-8	救急隊動態情報共有機能	３０	３％	6
	5-9	救急業務報告書作成機能	６０	６％	１２
	6	研修	３０	３％	6
	7	保守	１００	１０％	２０
	8	障害発生時	３０	３％	6
	9	自由提案	１５０	１５％	３０
小計			８００	８０％	―
価格点	10	入札価格	２００	２０％	―
合計			１，０００	１００％	―

３　評価の決定

評価の決定までの流れを以下に示す。

（１）第３回救急情報共有システムの開発及び賃貸借審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が、本書に基づき企画提案書を評価する。

（２）審査委員会の事務局において、各委員の評価結果を基に本書に基づき技術点を算出し、各委員の技術点の平均点を算出する。

（３）審査委員会の事務局において、入札書を基に本書に基づき価格点を算出する。

（４）審査委員会の事務局において算出した、各委員の技術点の平均点と価格点の合計点数が最も高い入札者を落札者とする。

４　技術点の採点

（１）評価項目ごとの採点方法

表２に示す企画提案書の採点基準に基づき、評価項目ごとに採点する。

表２　企画提案書の採点基準（評価項目１～９）

評価の目安	評価点
非常に優れている	５点
優れている	４点
普通	３点
劣っている	２点
非常に劣っている	１点
機能無し又は記述無し	失格

（２）技術点の採点手順

評価項目ごとの重要度に応じて、「６」から「３０」までの重みを設定し、評価項目ごとの採点結果に各評価項目の重みを乗じて得た点を評価項目ごとの得点とし、これの合計した値を技術点とする。

５　価格点の採点

入札価格に対して、次の評価数式に基づき、価格点を算出する。

なお、有効数字は小数点以下第１位までとし、小数点以下第２位の値を四捨五入する（計算途中における値も同様とする。）。

$$\text{価格点} = 200\text{点} \times \left(\frac{(\text{予定価格（税抜き）} - \text{入札価格})}{(\text{予定価格（税抜き）} - \text{下限価格※})} \right)$$

※下限価格は、予定価格（税抜き）に３分の２を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）とし、入札価格（税抜き）が下限価格を下回る場合の価格点は、一律２００点とする。